

廃棄物処理法における廃棄物処理施設の設置の許可制度について

1. 廃棄物処理法の施設許可の概要

	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設
許可主体	都道府県知事	
事務区分	自治事務	第一号法定受託事務
許可対象施設	<p>ごみ処理施設（5t/日以上。焼却施設は 200kg/時以上又は火格子面積 2m² 以上） 最終処分場 し尿処理施設</p>	<p>汚泥脱水施設(10m³/日超)、乾燥施設（10m³/日超。天日乾燥は 100m³/日超）、 焼却施設（5m³/日超、200kg/時以上又は火格子面積 2m² 以上） 廃油の油水分離施設（10m³/日超）、焼却施設（1m³/日超、200kg/時以上又は火格子面積 2m² 以上） 廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m³/日超） 廃プラ破碎施設（5t/日以上）、焼却施設（100kg/時以上又は火格子面積 2m² 以上） 木くず又はがれき類の破碎施設（5t/日超） カドミウム等を含む汚泥のコンクリート固型化施設 水銀等を含む汚泥のばい煙施設 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、洗浄施設、分離施設 産業廃棄物の焼却施設（200kg/時以上又は火格子面積 2m² 以上） 最終処分場</p>
許可要件	<p>設置計画の技術上の基準への適合 廃棄物を無害化・減量化する等の処理能力を有するのみではなく、廃棄物の処理過程で生活環境に支障が生じないような構造であること。 周辺地域の生活環境保全及び周辺施設についての適正な配慮 周辺地域の生活環境の実情及び周辺施設に応じて設置計画や維持管理計画について適正な配慮がなされていること。</p> <p>焼却施設の過度の集中立地によりダイオキシン類に係る大気環境基準の確保が困難と認められる場合は許可をしないことができる。</p>	
	<p>設置者の人的要件 施設の設置及び維持管理を的確かつ継続して行うことができる者であって、禁錮以上の刑に処せられた日から5年を経過しない者等の欠格要件に該当しないこと。</p>	<p>設置者の人的要件 施設の設置及び維持管理を的確かつ継続して行うことができる者であって、禁錮以上の刑に処せられた日から5年を経過しない者、<u>暴力団員</u>等の欠格要件に該当しないこと。</p>

2. 主な施設の技術上の基準の概要

廃棄物処理施設が生活環境に与える影響を最小化するために、施設毎に必要な全国一律の構造基準を定めている。

構造基準	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設
全ての廃棄物処理施設	<p>構造耐力上の安全性。 腐食防止のための構造。 飛散等の防止のための構造。 騒音・振動の発生防止のための構造。 排水処理設備の設置。 <u>汚水等漏れ防止のための構造。</u></p>	<p>構造耐力上の安全性。 腐食防止のための構造。 飛散等の防止のための構造。 騒音・振動の発生防止のための構造。 排水処理設備の設置。 <u>受入設備及び貯留設備の容量確保。</u></p>
焼却施設（ガス化改質除く。）	<p>ごみの定量供給装置の設置。 燃焼室の構造（摂氏 800 以上での焼却が可能、燃焼ガスが摂氏 800 以上で 2 秒間滞留可能。）。 燃焼室中の燃焼ガス温度の記録装置の設置。 冷却設備の構造。 集じん器に流入する燃焼ガス温度の記録装置の設置。 排ガス処理設備の設置。 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録装置の設置。 ばいじんと焼却灰の分離排出・貯留のための設備の設置。 灰出し設備の設置。</p>	<p>ごみの定量供給装置の設置。 燃焼室の構造（摂氏 800 以上での焼却が可能、燃焼ガスが摂氏 800 以上で 2 秒間滞留可能。）。 <u>：PCB 等焼却施設においては 1,100 。</u> 燃焼室中の燃焼ガス温度の記録装置の設置。 冷却設備の構造。 集じん器に流入する燃焼ガス温度の記録装置の設置。 排ガス処理設備の設置。 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録装置の設置。 ばいじんと焼却灰の分離排出・貯留のための設備の設置。 灰出し設備の設置。 <u>流出防止堤等の設置。</u> <u>廃油の床等への不浸透性。</u> <u>：廃油及び PCB 等焼却施設の場合のみ。</u></p>
破碎施設（産業廃棄物処理施設では廃プラ等対象）	<p>粉じんの飛散防止に必要な集じん器、散水装置等の設置。 <u>防爆設備等の設置。</u></p>	<p>粉じんの飛散防止に必要な集じん器、散水装置等の設置。</p>